入 机 公 告

岐阜県立ひまわりの丘総合管理棟等解体工事に関する一般競争入札公告

岐阜県立ひまわりの丘総合管理棟等解体工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。公告事項は本公告の他、岐阜県ホームページ「【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)」に掲載の入札公告共通事項【事後審査型】に示すとおりとします。また、入札公告に特に記載のない事項は、岐阜県ホームページ「入札に関する要領・基準など」に掲載の岐阜県一般競争入札実施要領(平成13年4月1日工検第9号)によるものとします。

平成30年3月1日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する工事

(1) 工事番号 障一工第1号

工事名 岐阜県立ひまわりの丘総合管理棟等解体工事

(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 岐阜県関市桐ヶ丘・迫間 地内

(3) 工事概要解体工事

・建物概要 別添「対象建物一覧表」のとおり

(4) 工 期 契約日から平成30年12月14日まで

(5) 予定価格 149,985,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(6) 低入札調查基準価格 有 (失格判断基準 有)

(7) 最低制限価格 無

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

(8) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。

2 入札参加資格

本工事は、単体又は特定建設工事共同体(以下「共同企業体」という。)による一般競争入札と します。

(1) 単体で本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可

特定又は一般(解体工事業又はとび・土工工事業(ただし、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第3条1項の規定による経過措置対象者であること。以下同じ。))

業種及び総合点数

建設業法に規定する、解体工事業又はとび・土工工事業に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格を有すること。総合点数は問わない。

施工実績に関する条件

平成14年度以降入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)までに、元請負として、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が国及び岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法 18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事 (工事成績評定の通知のあるものに限る)のうち、下記に示すものに係る実績である場合にあっては、工事 成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

・ 工事完了している建築物の解体工事で、工事費(税込み)が30,000千円以上、又は延べ面積が570㎡以上の解体工事

配置技術者に関する条件

本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(平成30年5月10日)には専任で配置できる者であること。

ア 建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の配置等)に該当する資格を有する者であること。 イ 平成14年度以降申請期限日までに、工事完了している以下に示す解体工事の元請の監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理(又は主任)技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。(共同企業体の構成員として監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が

- 20%以上のものに限る。)
- ・ 工事完了している建築物の解体工事で、工事費(税込み)が30,000千円以上、又は延べ面積が570㎡以上の解体工事

事業所の所在地に関する条件

県内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店が所在すること。

設計業務等の受託者等

- (1)対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。
 - 有限会社河合建築設計事務所
- (2) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当するものです。
- ① 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

その他の条件

入札公告共通事項【事後審査型】の1入札参加資格に関する事項に示すとおりとする。

(2) 共同企業体で入札に参加する場合は、共同企業体の構成員は2者で、結成は自主結成とし、入札に参加する者に必要な資格は以下のとおりです。

【構成員の資格要件】

必要な建設業の許可

特定又は一般 (解体工事業又はとび・土工事業)

業種及び総合点数

建設業法に規定する、解体工事業又はとび・土工工事業に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格を有すること。総合点数は問わない。

施工実績に関する条件

平成14年度以降申請期限日までに、元請負として解体工事を自ら施工した実績を有すること。

配置技術者に関する条件

建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の配置等)に該当する資格を有する技術者を、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(平成30年5月10日)には専任で配置できること。

設計業務等の受託者等

- (1)対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。
 - 有限会社河合建築設計事務所
- (2)当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当するものです。
- ① 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における 当該建設業者

その他の条件

入札公告共通事項【事後審査型】の1入札参加資格に関する事項に示すとおりとする。なお、当該構成員は、本工事に係る入札において同時に他の共同企業体の構成員になることができない。

【共同企業体の資格要件】

構成員各々の出資比率

40%以上であること。

施工実績に関する条件

<代表構成員>

平成14年度以降申請期限日までに、元請負として、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が国及び岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法 18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事 (工事成績評定の通知のあるものに限る)のうち、下記に示すものに係る実績である場合にあっては、工事 成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

・ 工事完了している建築物の解体工事で、工事費(税込み)がが30,000千円以上、又は延べ面積が570㎡以上の解体工事

配置技術者に関する条件

<代表構成員>

本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(平成30年5月10日)には専任で配置できる者であること。

ア 建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の配置等)に該当する資格を有する者であること。

イ 平成14年度以降申請期限日までに、工事完了している以下に示す解体工事の元請の監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理(又は主任)技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。(共同企業体の構成員として監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が

- 20%以上のものに限る。)
- ・ 工事完了している建築物の解体工事で、工事費(税込み)がが30, 000千円以上、又は延べ面積が570㎡以上の解体工事

事業所の所在地に関する条件

いずれの構成員も、県内に岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店が所在すること。

その他の条件

入札公告共通事項【事後審査型】1入札参加資格に関する事項に示すとおりとする。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
	岐阜県健康福祉部障害福祉課 施設整備係		〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-2-1 岐阜県庁10階
工事担当課	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	平成30年3月 1日 (木) 午前9時から 平成30年3月28日 (水) 午後4時まで	電子入札システムよりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問の受付	平成30年3月 1日(木)午前9時から 平成30年3月16日(金)午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札方式の場合 工事担当課まで持参
回答書の閲覧	平成30年3月22日 (木) 午前9時から 平成30年3月27日 (火) 午後4時まで	電子入札システムによる 入札及び工事担当課による閲覧
入札参加資格確認申 請※1)	平成30年3月 1日(木)午前9時から平成30年3月12日(月)午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札方式の場合 入札担当課まで持参
参加資格の通知	平成30年3月14日(水)まで	電子入札システムによる ※紙入札方式の場合、書面により通知
入札書提出受付※2)	平成30年3月26日(月)午前9時から 平成30年3月27日(火)午後4時まで	電子入札システムによる
開札	平成30年3月28日(水) 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県庁10階障害福祉課執務室 ※紙入札方式の場合、入札参加資格確認 通知書の写しを持参のこと
確認資料の提出※3) (落札候補者のみ)	平成30年3月29日(木)午前9時から 平成30年3月30日(金)午後4時まで	工事担当課まで持参
参加資格がないと認 めた者からの理由の 説明請求	参加資格不適格通知をした日から起算して7 日以内(県の機関の休日を含まない)	工事担当課まで持参 書面 (様式は自由)
理由の説明請求に対 する回答	起算して10日以内	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 入札担当課による閲覧

※紙入札方式の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません(期間・期日は同じ)。

5 手続等に必要な提出書類

(1) 電子入札システムによる場合

手続等	必要な提出書類		
※1)入札参加資格確	入札参加資格確認申請書(電子入札システム画面に入力し、下記書類を添付)		
認申請時	・別記様式1-2 入札参加資格確認申請書付属書類		
	・別記様式1-3 入札参加資格申請書付属書類(予定価格24.7億円以上の場合のみ)		
	・第4号様式-1 協定書の写し(共同企業体参加者のみ)		
・様式3(電子入札運用基準) ICカード委任状の写し(共同企業体参加者			
	【総合評価落札方式の場合は下記書類を併せて添付】		
	・岐阜県総合評価落札方式 申請様式第1号 総合評価に関する技術資料		
	・岐阜県総合評価落札方式 申請様式2-1~2-3		
	・岐阜県総合評価落札方式 申請様式2-4(技術所見を求める場合のみ)		
	・岐阜県総合評価落札方式 申請様式2-5 (技術提案を求める場合のみ)		
※2)入札書提出時	入札書(電子入札システム画面に入力し、下記書類を添付)		
	・積算内訳書(様式は自由)		
※3)確認資料の提出	・別記様式2 入札参加確認申請書(落札候補者用)		
時(落札候補者のみ	:札候補者のみ ┃・別記様式3 工事施工実績調べ		
)	・別記様式4 配置予定技術者名簿		

- ・別記様式5 経営事項審査及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係
- ・各種証明(契約書の写、技術者の資格証明書の写等)
- ・第4号様式-1 協定書原本(共同企業体参加者のみ)
- ・様式3 ICカード委任状原本(共同企業体参加者のみ)

【総合評価落札方式の場合は下記書類を併せて添付】 ・確認書類 (総合評価落札方式に関する技術資料の添付資料)

- ・電子入札システムに様式の添付がないものは、岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。
- ・総合評価申請様式は公告ごとに異なりますので、電子入札システムからダウンロードしたものを使用してください。

(2) 紙入札方式による場合

手続等	必要な提出書類			
【紙入札方式による場合は(1)電子入札システムによる場合に加え、下記書類を併せて添付】				
※1)入札参加資格 確認申請時	·別記様式1 入札参加資格確認申請書			
※2)入札書提出時	2)入札書提出時 ・様式1(入札心得) 入札書 ・委任状(様式は自由) (代理人による場合のみ) ・入札参加資格確認通知書の写し			

・様式は岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。

なお、上記(1)及び(2)の手続きに必要な提出書類について、すべてもしくは一部が確認できない場合、又は提出書類に記載間違いがある場合、もしくは記入漏れがある場合等は提出書類不備とし、当該入札を無効とすることがあります。

6 その他

平成30年第1回岐阜県議会の議決がない場合は、入札の執行を延期または取りやめることがあります。 なお、これに伴い損害が発生した場合にあっても県はその損害について一切負担しません。